

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 第3章2 施策ごとの国土強靱化の推進方針（10）国土保全 …洪水・高潮（中略）等の自然災害に対して、（中略）土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。特に、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する水災害に対しても被害を最小化するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組や、高規格堤防の整備など社会経済の壊滅的被害を回避する取組を推進するとともに、気候変動等の影響も踏まえた治水対策等を進める。</p> <p>○社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定） 第3章第2節 重点目標1 政策パッケージ1-1：気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進 重点施策：地下空間の避難確保・浸水防止対策の推進</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月） 政策目標Ⅳ 水害等災害による被害の軽減 施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>○内閣府本府政策評価基本計画（第7次）（令和2年5月） 政策：7. 防災 施策：7. 防災に関する施策の推進</p>				
	政策の達成目標	地下空間の避難確保・浸水防止対策の推進のため、市町村地域防災計画に位置づけられたすべての地下街等において、避難確保・浸水防止計画を作成する。				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等において洪水等に対応した避難確保・浸水防止計画を作成している地下街等の数：971施設（令和7年度）</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）	同上の期間中の達成目標	市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等において洪水等に対応した避難確保・浸水防止計画を作成している地下街等の数：971施設（令和7年度）	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）				
同上の期間中の達成目標	市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等において洪水等に対応した避難確保・浸水防止計画を作成している地下街等の数：971施設（令和7年度）					
政策目標の達成状況	市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等において洪水等に対応した避難確保・浸水防止計画を作成している地下街等の数：885施設（令和4年3月末現在）					
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度～令和7年度における適用数 地下街等の数：51施設				
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	防水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があり、地下街等の利用者の避難確保に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて、本特例措置を通じて負担軽減を図ることによって、水防法に基づく民間事業者による浸水防止用設備の設置を促進することができる。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—				

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>—</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>水防法に基づき、地下街等において避難確保・浸水防止のための措置を講ずるよう求めていくにあたっては、当該措置の実効性を高める観点から、浸水防止用設備の設置を促進することが重要であり、これについて費用負担の軽減を図る必要がある。こうした措置を講ずるべき地下街等は全国に広く存在しており、全国一律の税制特例措置によることが適切である。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>過去5年間の減収額（適用件数） 平成28年度 1,124千円（8件） 平成29年度 300千円（8件） 平成30年度 222千円（8件） 令和元年度 166千円（7件） 令和2年度 75千円（5件） ※減収額は、「適用実績×固定資産税率（1.4%）」で算出。適用件数は、国土交通省が調査。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置 ① 適用総額の種類： 課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績（千円）： 平成30年度 15,844 令和元年度 11,863 令和2年度 5,378</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>防水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的に設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、水防法に基づく民間事業者による浸水防止用設備の設置を促進する。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①避難確保・浸水防止計画を作成し、浸水防止用設備を設置する必要があると見込まれる地下街等の数（令和2年度 約900 → 令和4年度 約1200（見込み）） ②浸水防止用設備を設置した地下街等の数（令和2年度 約900 → 令和4年度 約1200）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>①避難確保・浸水防止計画を作成し、浸水防止用設備を設置する必要があると見込まれる地下街等の数、及び、②浸水防止用設備を設置した地下街等の数の推移※ 令和元年度末：①931施設/②755施設 令和2年度末：①846施設/②675施設 令和3年度末：①885施設/②706施設 （※毎年、各自治体において対象施設の見直しが行われ、一部の自治体で対象施設が減少することがある。） 公共性の高い地下街や地下鉄では計画の作成が進んでいるが、接続する民間ビル等については各施設管理者間で役割分担や避難経路等の内容の調整が必要であることから、計画の作成に時間を要している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成26年度 創設 平成27年度 拡充（対象となる区域を想定最大規模の洪水浸水想定区域に拡大） 平成29年度 拡充及び延長（対象となる区域に雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域を拡大） 令和2年度 延長</p>